

市町への支援について<石川県>

石川県の支援内容

①点検業務の受託

■ 跨道橋(※NEXCOは除く)を、技術センターが受託し点検を実施

→重要度が高く、点検が技術的に困難なため、一元的に技術センターで実施

※H28.2.1より受託対象を 県管理道路を跨ぐ橋 → 跨道橋(※NEXCOは除く) に拡大

H27実績:内灘町 1橋(東山内灘遊歩道橋 橋梁定期点検業務委託)

②技術支援

■ 市町発注点検業務の診断時に、技術者の派遣(技術センターなど)

→現場点検後に行う「健全性の診断」に対する技術的支援を実施

※H28.2.1より 市町負担有り → 市町負担無し(※原則3回程度) に変更

H27実績:8市町 63橋

③相談窓口の設置(県道路建設課)

④石川県版点検要領や点検歩掛りを提供